

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）の成立・公布に伴う基準省令改正について

1 これまでの経緯等

- ① 第1次地方分権一括法等により、居宅サービス、施設サービスの指定基準を条例委任することが定められ、これに基づく省令改正により、条例で定める際の基準（「従うべき基準」「参酌すべき基準」）を定めた（平成23年10月7日省令公布、平成24年4月1日施行）。
- ② さらに、地方から居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センターの指定基準の条例委任についても要望があり、平成23年11月29日、条例委任する旨を閣議決定した。
これに基づき、平成24年度に第3次地方分権一括法案が国会に提出されたが、廃案となった。
平成25年度に再度法案が提出され、成立し、平成25年6月14日に公布された（平成26年4月1日施行）。
- ③ 第3次地方分権一括法の成立に基づき、地方公共団体が居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域包括支援センターの指定基準を条例で定めることとなったが、その際の基準（「従うべき基準」「参酌すべき基準」）を、今回の省令改正により定める。
改正省令は平成26年4月1日施行予定。なお、省令の整備については、内閣府地方分権改革推進室長事務連絡により、原則として法律公布後3月以内とされている。

（参考）「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立を踏まえた対応について（平成25年6月14日 内閣府地方分権改革推進室長 事務連絡）
条例制定に際しての基準となる政省令の整備については、第1次・2次一括法施行の際、一部の対応の遅れにより地方公共団体の条例制定に支障が生じたとの指摘もあることから、地方公共団体が円滑な準備を進める期間を確保できるよう、原則として公布後3月以内に行っていただきたいこと。

（第3次地方分権一括法：平成25年6月14日公布）

2 第3次地方分権一括法の成立・公布に伴う基準省令改正について①

第3次地方分権一括法に基づき、地方公共団体が①居宅介護支援事業所、②介護予防支援事業所、③地域包括支援センターの人員配置基準等を定める際に従う「厚生労働省令で定める基準」（「従うべき基準」「参酌すべき基準」）を、今回の省令改正により定める。「厚生労働省令で定める基準」を定めることについては諮問事項である。

1. 指定居宅介護支援事業所の有する介護支援専門員の員数、居宅介護支援の事業の運営に関する基準を都道府県（指定都市・中核市）が条例で定める際の基準 ※基準該当サービスも条例委任の対象
 - ① 厚生労働省令で定める基準に従うこととされているもの
 - ア 居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び員数
 - ・ 従業者及びその員数
 - ・ 管理者
 - イ 居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの
 - ・ 内容及び手続きの説明及び同意
 - ・ サービス提供拒否の禁止
 - ・ 秘密保持等
 - ・ 事故発生の防止及び発生時の対応 等
 - ② 厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているもの
 - ①以外のその他の運営に関する基準
2. 指定介護予防支援事業所の有する従業者の員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準を市町村が条例で定める際の基準 ※基準該当サービスも条例委任の対象
 - ① 厚生労働省令で定める基準に従うこととされているもの
 - ア 介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数
 - ・ 従業者及びその員数
 - ・ 管理者
 - イ 介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの
 - ・ 内容及び手続きの説明及び同意
 - ・ サービス提供拒否の禁止
 - ・ 秘密保持等
 - ・ 事故発生の防止及び発生時の対応 等
 - ② 厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているもの
 - ①以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の事業の運営に関する基準

2 第3次地方分権一括法の成立・公布に伴う基準省令改正について②

3. 地域包括支援センターが包括的支援業務を実施するために必要なものとして市町村が条例で定める際の基準

- ① 厚生労働省令で定める基準に従うこととされているもの
職員に係る基準及び員数（職員の員数及び人員配置基準）
- ② 厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているもの
①以外の事項

※「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」

「地方分権改革推進計画について（平成21年12月15日閣議決定）」において、以下のとおり定義されている。

（今回の省令改正では「標準」の基準はなし。）

・「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

・「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

・「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

その他（諮問事項以外の事項）

- 指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者の法人格の有無に係る基準について、厚生労働省令で定める基準に従い条例を定める。厚生労働省令では、「法人であること」と規定する。
- 施行の日（平成26年4月1日）から1年を超えない期間内においては、地方自治体の条例が制定施行されるまでの間は、省令によることができる（経過措置）。

3 参考資料

義務付け・枠付けの更なる見直しについて（平成23年11月29日閣議決定）

【介護保険法】

- 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者が有する従業者の員数に関する基準（81条1項、115条の24第1項）並びに支援の事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（81条2項、115条の24第2項）を、条例（制定主体は、指定居宅介護支援事業者の基準については都道府県、指定都市及び中核市、指定介護予防支援事業者の基準については市町村）に委任する。

条例制定の基準については、介護支援専門員等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は「従うべき基準」とし、その他の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定は「参酌すべき基準」とする。

- 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準（115条の45第4項）を、条例（制定主体は、市町村）に委任する。

条例制定の基準については、保健師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定は「従うべき基準」とし、その他の基準に係る規定は「参酌すべき基準」とする。

なお、介護保険法における基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次地方分権一括法)(平成25年6月7日成立、同月14日公布)の概要

【介護保険法関係】

1. 改正概要

○ 介護保険法に規定する以下の基準等につき、都道府県(①④)又は市町村(②③)の条例に委任する。

- ①指定居宅介護支援の従業者の員数及び支援の事業の運営等に関する基準(法第81条)※
 - ・従業者の資格・員数、利用者・家族に対する人権侵害の防止等:「従うべき基準」
 - ・その他の運営基準:「参酌すべき基準」
- ②指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準(法第115条の24)※
 - ・従業者の資格・員数、利用者・家族に対する人権侵害の防止等:「従うべき基準」
 - ・その他の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準:「参酌すべき基準」
- ③地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準(法第115条の46)
 - ・保健師等の職員の資格や職員の員数:「従うべき基準」
 - ・その他の基準:「参酌すべき基準」
- ④要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の定数(法第189条)
 - 「参酌すべき基準」

※各基準該当サービスも条例委任の対象

2. 施行日

平成26年4月1日施行

(参考) 第一次地方分権一括法の成立・公布に伴う基準省令改正について①

地方分権改革推進計画と第一次地方分権一括法に基づき、地方公共団体が介護サービスの指定基準を条例で定める際の基準を、省令改正により定める。

○地方公共団体が介護サービスの指定基準を条例で定める際の基準（諮問事項）

① 厚生労働省令で定める基準に従うこととされているもの

ア 介護サービスに従事する従業者に係る基準及び員数、居室等の床面積、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準

② 厚生労働省令で定める基準を標準とするもの

・ 利用定員に関する基準（①イを除く。）

③ 厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているもの

・ ①、②以外のその他の設備及び運営に関する基準

○特別養護老人ホームの定員について（諮問事項）

参酌すべき基準とされている指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について、省令基準において「4人以下」から「1人」とする。「省令が施行の際現に存在している指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（基本的な設備が完成しているものを含み、省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く）については、4人以下とする」経過措置を設けることとする。

(参考) 第一次地方分権一括法の成立・公布に伴う基準省令改正について② 従うべき基準とされた基準 (諮問事項)

1. 人員配置基準

- 従業者及びその員数：全サービス
- 介護（介護職員一人以上常勤）
：指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護
- 管理者：全サービス
- 代表者：指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- ユニット型施設・事業所における従業者の勤務体制
：介護保険施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護
- 具体的取扱方針（サービス提供時の介護職員及び看護職員の配置）
：指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護、基準該当訪問入浴介護、基準該当介護予防訪問入浴介護

2. 居室面積基準

- 居室・病室・療養室の利用者・入所者（入院者）1人当たり面積基準
：指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定療養通所介護、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護、

3. 適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準

- 内容及び手続きの説明及び同意：全サービス
- サービス提供拒否の禁止：全サービス
- 身体的拘束等に係る規定：介護保険施設、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護
- 秘密保持等：全サービス
- 事故発生の防止及び発生時の対応：全サービス
- 診療の方針：介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護
- 主治の医師との関係：指定訪問看護、指定介護予防訪問看護
- 同居家族に対するサービス提供の禁止・制限
：指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護、指定夜間対応型訪問介護、基準該当訪問介護、基準該当介護予防訪問介護

4. 利用定員及び登録定員に関する基準

- 指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護

(参考) 第一次地方分権一括法の成立・公布に伴う基準省令改正について③

標準とされた基準 (諮問事項)

利用定員：指定療養通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、基準該当短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護

その他 (諮問事項以外の事項)

地域主権戦略大綱 (平成22年6月22日閣議決定) に基づき、

- 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員について、それぞれ29人以下、30人以上の範囲とすること。
- 指定居宅サービス等の法人格の有無に係る基準について、厚生労働省令で定める基準に従い条例を定める。厚生労働省令では、「法人であること」と規定する。